

広島県収受	
第	号
-3,2,-8	
処理期限	月 日
分類記号	保存年限

薬機発第 0201046 号
令和 3 年 2 月 1 日

各都道府県薬務主管部長 殿

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
理事長 藤原 康弘
(公印省略)

レギュラトリーサイエンス戦略相談に関する実施要綱の
一部改正について

平素より、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の審査等業務に対し、ご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

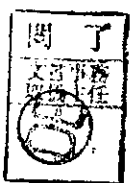
当機構が行うレギュラトリーサイエンス戦略相談については、「医薬品・医療機器薬事戦略相談事業の実施について」（平成 23 年 6 月 30 日薬機発第 0630007 号独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長通知）により定めておりますが、「複数日にわたる再生医療等製品等の品質及び安全性に係る相談の取扱いについて」（令和 2 年 8 月 3 日薬機審長発第 0803002 号独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査センター長通知）（以下「センター長通知」という。）において、同相談における 1 相談の範囲の考え方等を整理することとし、それまでの間は、別に定める要件を満たすベンチャー企業に該当しない企業にあっても、複数日にわたって相談を実施する場合の相談手数料は 1 相談分の手数料額とする改正前の運用としてきたところです。

今般、上記考え方等の整理を踏まえ、同実施要綱を下記のとおり改正し、令和 3 年 4 月 1 日から施行いたしますので、貴管下関係者に周知いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本通知の適用に伴い、令和 3 年 4 月 1 日をもってセンター長通知を廃止します。

記

- 「再生医療等製品等の品質及び安全性に係る相談」の相談手数料について、別に定める要件を満たすベンチャー企業に該当しない



企業は、相談 3 回までは 1 相談分の手数料額とします。

- 別に定める要件を満たすベンチャー企業に該当しない企業の 4 回目以降の相談として「再生医療等製品等の品質及び安全性に係る追加相談」を新設します。
- その他、所要の記載整備を行います。

以 上